

第78回神奈川県環境審議会議事録

日時：令和5年12月26日（火曜日）14時から16時まで

場所：神奈川県庁本庁舎3階大会議場及びWeb会議

出席委員：青柳委員、井坂委員、恵比須委員、大河内委員、落合委員、
片岡委員、片桐委員、鎌形委員、斉藤委員、嶋村委員【副会長】、
白井委員、鈴木委員【会長】、すとう委員、高槻委員、林委員、
藤倉委員、本間委員、松崎委員、本山委員、吉川委員

1 開会

- ・尾埜環境農政局長あいさつ
- ・出席委員が過半数を超えており、会議が有効に成立していることを確認
- ・傍聴者の入室（8名）*
- ・議事録署名は、会長・副会長にて行うことを確認
- ・新委員紹介等

*開会後にさらに1名の申出があり、傍聴者は、計9名であった。

2 副会長の選任について

【鈴木会長】

副会長は、環境審議会条例第4条第1項の規定で、委員の皆様の互選により選出することとなっております。また、第1回環境審議会での了解事項として、副会長は、県議会議員の中から選出することとされておりますので、御推薦いただき、皆様にお諮りして決定したいと存じますがよろしいでしょうか。

（意見・異議なし）

【鈴木会長】

御異議がないようですのでそのようにさせていただきます。では、副会長について、どなたか御推薦いただけますでしょうか。

【斉藤委員】

会長よろしいでしょうか。

【鈴木会長】

はい。

【斉藤委員】

少し、川本 学 議員についてお話をさせてください。本年、5月の環境審議会において、副会長に彼を推薦させていただいたのは、私であります。彼は、地域の目線に立った政策提言を行えるだけでなく、何より優しく、誰からも愛される人柄は、当審議会の副会長に適任であると思ったからであります。審議会当日、彼は欠席しておりまして、こんな大事な日にどうしたのかなと思っておりました。その日の夕方、彼か

ら電話で、「今日は、本当に悪かったね。先生に推薦してもらって嬉しかったよ。引き続きよろしく」と、連絡がありました。今、思えばそれが、私と川本議員との最後の会話となりましたし、既にその時には、病魔に蝕まれていたものと推察をいたします。心より、お悔やみを申し上げますとともに、新たな副会長には、県議会議員よりということでもありますので、川本議員と同会派であり、御見識や御経験が豊富であり、人格に優れた嶋村ただし議員を推薦させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【鈴木会長】

ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。それでは、御異存がないようですので、副会長は、嶋村ただし委員にお願いしたいと思っております。それでは、嶋村副会長、就任の御挨拶をお願いします。

【嶋村委員】

皆さん、こんにちは。ただいま、副会長に御推薦いただきました県会議員の嶋村ただしでございます。冒頭、局長そして会長より、川本学元議員の御弔意を賜り、感銘した次第でございます。また、副会長推薦に当たりましては、斉藤議員から御推薦を賜り、大変恐縮に存じております。これからの神奈川県の問題に対する問題について、皆様方としっかりと議論できますよう、私も、取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございました。それでは早速ですが、次第に沿って議事を進めたいと思っております。

3 議題

審議事項（１）神奈川県生活環境の保全等に関する条例の見直しについて（諮問）

【鈴木会長】

審議事項の（１）、神奈川県生活環境の保全に関する条例の見直しについてです。本件につきましては知事から諮問書を提出されておりますので、初めに、尾塚環境農政局長から諮問書について御説明をお願いします。

【尾塚環境農政局長】

(資料 1-0 に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。それでは、改めて、所管課から内容について御説明をいただきます。

【田中環境課長】

(資料 1-1、1-2 に基づき説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。ただいまの議題について御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いします。

(意見・質問なし)

それでは、3月にまた、審議をいたしますので、それまでにお気づきの点等がございましたら、事務局に御連絡をいただいて、御意見や御質問を賜ればと思います。それでは、ただいまの案件は、以上で終わらせていただきます。

審議事項（２）神奈川県環境基本計画の改定案及び改定に係る答申案について

【鈴木会長】

次に、審議事項（２）神奈川県環境基本計画の改定案及び改定に係る答申案についてです。本件につきましては、5月に知事から諮問書が提出され、また、8月にも審議をしておりますが、今回、パブリックコメント実施結果を踏まえての改定案が提出されています。それでは、所管課から改定案の概要について説明をお願いいたします。

【田中環境課長】

(資料2-1に基づき説明)

【鈴木会長】

ありがとうございます。次に、審議会からの答申案については、これまでの環境審議会の審議等を踏まえて、事務局にまとめていただいておりますので、事務局から説明をお願いします。

【望月環境課副課長】

(資料2-4に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。それでは、ただいま御説明のありました基本計画の改定案並びに改定に関する答申案について、御質問・御意見がございましたら、よろしくをお願いします。

【井坂委員】

井坂です。私から質問をさせていただきます。改定案について(資料2-1、3頁)のパブリックコメントの「計画に反映できない意見」のところに、「PFAS(有機フッ素化合物)について血液検査をすべきである」とあります。PFASは、近年、問題になってきていまして、国で指標を作ろうとしている段階であり、今後、この対策が入ってくるのではないかと思います。

そうした時に、資料2-4 答申案(別紙1)「3 計画の推進について」には、「あらゆる分野の世界的な動き、国の動き等を注視しながら、必要な場合には、計画の最終年度を待つことなく、計画の改定を求めます」とあります。この答申案を踏まえると、今後、PFASを計画に入れることは、可能性としてあるという理解でよろしいでしょうか。

【田中環境課長】

P F A Sの問題は、今年、7月に環境省の「P F A Sに対する総合戦略検討専門家会議」で取りまとめられたとおり、地方自治体においては、まずは、しっかりとその存在状況のモニタリングを進めていくことが重要であるとされています。血液検査につきましては、環境省も有効な指標値を確認できておらず、それを積極的に推進していくということは考えていません。県としては、国の示すとおり、県内の河川や地下水のモニタリングをしっかりと進めていくこととしております。

改定案（資料2-2、目次）「第2章 施策分野」を御覧いただくと、「4 大気環境、水環境の保全、環境リスクの低減」とございます。県としては、この「水環境の保全」の中にP F A S問題も含めておりまして、引き続き、河川や地下水のモニタリングを継続して行い、その結果を県民の方々に公表していこうと考えております。併せて、地下水の場合は、飲用する場合のリスクもありますので、暫定基準値50 ng/L（ナノグラムパーリットル）を超過したものにつきましては、しっかり公表し、県内市町村と連携して、飲まないような啓発活動を行っていきたいと考えています。以上でございます。

【井坂委員】

ありがとうございました。暫定基準値を超えて検出されていることもあるので、対応をしっかりとしなければいけないということで、必要に応じてきちんと計画の中に入れていただければと思います。

【鈴木会長】

他にございますか。

【本山委員】

松田町です。

【鈴木会長】

どうぞお願いします。

【本山委員】

ありがとうございます。答申案（資料2-4（別紙1）「2 基本目標、施策体系、施策分野ごとの取組の方向性等について」の（施策分野ごとの取組の方向性について）の「○ 気候変動への対応について」の最後に、「緩和策と対応策の双方を強力で推進していくことを求めます」とありまして、そこは、文章的には良いと思っております。

その内容は、改定案（資料2-2 18~19頁）に「緩和策」として、「Z E HやZ E Bの導入を促進するため、そのメリット等の普及啓発屋導入に対する支援を行う」と、少しずつ推進していくという感じで記載してあります。

これまでの実績を見ていると、あまりそれが進んでいるようには見えない感覚があり、答申案の「強力で推進していくことを求めます」という言葉だけでその目的が達成できるのかなという感じがしています。

改定案のなかでのZ E Hの設置については、義務化に近いような取組を今後進めていくというような文言を入れられないかという率直な感想がございます。

もう1点は、同じく答申案（資料2-4（別紙1））「3 計画の推進について」に、「必要な場合には、計画の最終年度を待つことなく、計画の改定を求めます。」と記載されていますが、この部分については、「計画の推進にあたっては、財政的な支援が必要である」と記載すべきという意見を述べさせていただきます。

【鈴木会長】

ありがとうございます。今の御意見について所管課からコメントはありますか。

【前橋脱炭素企画担当課長】

まずは、Z E Hにつきましては、個別計画である地球温暖化対策計画改定案（資料3-2 36頁）において、建築物の省エネルギー対策等の促進として重要としておりまして、「市場における導入状況を踏まえながら、Z E Hの導入に対する支援等を行います。」と記載させていただいております。

【田中環境課長】

環境基本計画改定案（資料2-2）は、環境施策の全般的な計画となっております。先ほど御確認いただいた目次の「第2章 施策分野」は、「1 気候変動への対応」、「2 自然環境の保全」、「3 循環型社会の形成」、そして「4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」と、各分野に分かれております。個々の施策は、各分野の個別計画に委ねている状況でございます。

全体を取りまとめる部分については、「5 横断的な取組」として記載し、環境課が所管しております。例えば、「4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」につきましては、これまでの取組を引き続き実施していき、また、市町村や事業者の皆様方にもこれまでの取組を引き続きお願いしていくというものでございます。また、横断的な取組についても、「環境教育・学習の推進」については、これまでの取組を継続して実施していただくものでございます。

こういった環境政策の取組につきましては、県だけでは、当然、できるものではございません。各市町村、各事業者、また、県民の皆様方に、各々実施できることを御対応いただくことを踏まえて、環境基本計画では、これらの施策・事業の取組をオール神奈川で進めていくことを掲げております。財政的な側面については、まだ、計画の改定案に書き込める状況ではございません。本県としては、各主体の皆様方に御協力をお願いしていくという考えでございます。以上でございます。

【鈴木会長】

ありがとうございます。松田町長、今の回答でよろしいでしょうか。

【本山委員】

ありがとうございました。Z E Hについては、おっしゃるとおりに、改定案（資料3-2 39頁）に、「③ 太陽光発電の設置の義務化の検討」と記載されています。こ

これは、この後の審議事項かもしれませんが、2030年度までに検討して、途中でも必要という判断がなされれば、義務化になり得るのだと読ませてもらいましたので、そこは、承知しました。

財政的な側面については、令和3年(2021年)度までの県の予算には、補助金がありました。令和5年度は、電気自動車の普及を目指している割には、事業者が電気自動車に変える場合の補助金のみとなり、予算削減になってしまったという現実もありました。そのような中で、計画記載の目標数値では、計画の目的を達成するには不十分ではないかという心配がありまして、質問をさせていただいた次第です。個別で県も町も当然予算をつけながら、地球温暖化対策を進めたいと思っていますので、是非とも、今後の話として、予算もよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

【柏木脱炭素戦略本部室長】

御意見ありがとうございます。今、地球温暖化対策に対する予算のお話がありました。電気自動車の補助金等々御説明いただきましたけれども、本県の令和5年度当初予算は、総額62億円という前年度から27億円上回るかなり積極的な予算額を計上させていただいており、各主体の後押しや県庁の率先実行といった計画の柱を見据えた予算措置を講じております。もちろん、脱炭素社会の実現というのは、県庁の予算をもって全て解決するものではなく、しっかりと県民、事業者、市町村の皆様と手を組んで、オールジャパン、オール神奈川で推進すべきものと考えてございますので、御意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【鈴木会長】

それからよく、PRも含めて色々と検討いただければと思います。その他、何かございますか。

【片桐委員】

答申案(資料2-4(別紙1))(施策分野ごとの取組の方向性について)「○気候変動への対応について」において、「緩和策と適応策の双方を、強力に推進していくことを求めます。」という答申をさせていただいています。県民アンケートによれば、県民は、気候変動への対応について、非常に高い興味・関心を示しているというところでございます。現知事は、当初、再生可能エネルギーやソーラーパネルの普及啓発という言葉を高らかに非常に高らかに掲げて、県民に訴えていらっしゃいました。その当時、私どもは、果たしてこんなに高い目標で良いのかなという感じすらしていました。しかし、この目標設定はやはり、先を見越した形で、再生可能エネルギーを神奈川県全域に普及、発展させようという御意思であったと思うのですね。

そういう中で、改正案(資料2-2、19頁)「(ウ)再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大」の各項目末尾は、「取組を検討します」「導入を促進する方策を検討します」という奥歯に物が挟まったような表現になっています。

神奈川の大きな特徴である山、里、川、海、都市の生活基盤を、私は、「ふるさと

かながわ」と呼んでおります。先人達の弛みない努力の延長線上で自然環境や生活環境を守っていけるように、是非、もう一度、初心を思い返していただき、県の当局には、再生可能エネルギー促進の取組を加速する具体的な政策の推進をお願いしたいと思っております。今後の展開の中で、予算措置も含めて、行政・県民一体となって取り組めるようなソーラーパネル等の具体的な施策を早急に確立していただけるようにさらなる御努力をお願いいたします。

【前橋脱炭素企画担当課長】

再生可能エネルギーの導入促進につきましては、個別計画であります地球温暖化対策計画の中で、詳しく記載をさせていただいております。今おっしゃられた「方策を検討します」といった表現の部分については、今後の技術による部分もございまして、できるものは推進していくと明記させていただいており、今後の技術によって分からない部分については、県がどのように関わっていけるかといったことも含めて、検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

【鈴木会長】

大河内委員、よろしく申し上げます。

【大河内委員】

2つ前の御質問・御意見に関連してなんですが、確かに県民の方からのパブコメの意見を反映して、改定案（資料2-2 37頁）に、「有機フッ素化合物（PFAS）が検出される例が相次ぎ、県民の関心が高まっています」と入れていただいています。これで終わってしまうと、先ほど御回答いただいたようなお考えがうまく伝わらないのかなという印象を受けています。ですから、「継続的なモニタリング」「国からの情報収集」「飲料水が汚染された場合の市町村と連携した注意喚起」など、今後予定されている内容をきちんと文言として盛り込まれてはいかがでしょうか。私からの意見です。御検討よろしく申し上げます。

【田中環境課長】

今、御指摘いただいた御意見、井坂委員からも御指摘をいただきましたので、私がお答えさせていただいた趣旨が伝わるような形で文言を検討させていただきます。以上でございます。

【大河内員】

よろしく申し上げます。

【鈴木会長】

よろしいですか。御意見等ございましたら、事務局に寄せていただければと思います。それでは、事務局の方で、いただいた御意見等を踏まえまして、基本計画の改正案と答申案の必要な部分の修正をお願いいたします。御意見の反映の確認については、大変恐縮ですが、私にお任せいただきまして、当方から、後日、県に答申案を提出する形にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。御異議がないようですのでそのようにさせていただきます。

審議事項（３）神奈川県地球温暖化対策計画の改定案及び改定に係る答申案について

【鈴木会長】

それでは、次の議題、審議事項（３）神奈川県地球温暖化対策計画の改定案及び改定に係る答申案について、同様に質問をいただいておりますことに対する最終回答になりますので、所管課から概要について御説明をお願いします。

【前橋脱炭素企画担当課長】

(資料３－３に基づいて説明)

【鈴木会長】

答申案についても御説明をお願いします。

【望月環境課 副課長】

(資料３－４に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。ただいまの改定案及び答申案について、御意見・御質問がございましたらお願いします。

【斉藤委員】

本日は、常任委員会ではなく審議会という場でありまして、また、議題も多いので、限られた時間でございます。ポイントを絞っていくつか質問をさせていただきたいと思っております。ただいま、神奈川県地球温暖化対策計画の改定案について御説明がありました。最初の印象としては、パブリックコメントの意見の数が非常に多く、県民の関心の高さが伺えると思っております。その中で、改定案について（資料３－１ ２頁）に、「今後の取組の参考とする意見」として、「太陽光発電設備の義務化を早期に実現すべき」とございます。この義務化については、東京都と川崎市が令和７年度から実施する予定であると承知をしておりますが、本県は、どのように対応していこうとお考えなのかについてお伺いをいたします。

【前橋脱炭素企画担当課長】

御審議をいただいております改定案（資料３－２ 19頁）の「基本方針」には、「脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組みます」と掲げてございます。

本県では、太陽光発電の設置の義務化につきましても、基本的に同じように自分事化が重要と考えておまして、まずは、県民や事業者の皆様へ脱炭素を自分事化していただき、自ら太陽光発電を設置していただくことが重要と考えております。ですから、本県としては、直ちに太陽光発電を義務化することは考えていないところでございます。また、計画改定案に記載させていただきましたように、今後の導入状況や、

東京都や川崎市などの先行自治体の設置状況等を踏まえて、太陽光発電の設置の義務化の必要性や効果等について検討してまいりたいと考えてございます。

【斉藤委員】

御答弁ありがとうございました。私は、黒岩知事と当選同期でありまして、先ほど、片桐委員からお話のありましたとおり、「本当にこの太陽光発電を普及していくのだ、それも圧倒的なスピードで」という強いメッセージを持って進めてきたものと承知をしております。当初は、200万戸分、それから下方修正して55万戸分、また、時を置いて「かながわスマートエネルギー構想」を掲げ、「創エネ」「蓄エネ」そして「省エネ」といったものを組み合わせて地道な取組を進めてきたものと認識をしております。

そういった中、今の御答弁で引っ掛かりましたのは、行政の方がよくおっしゃられる「自分事として捉える」という部分です。先ほどの御説明にありましたように、改定案（資料3-2 20頁）では、「2030年度までに、県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する」という非常に高い目標を掲げています。この取組を進めていくことを考えて逆算すれば、もはや自分事として捉えるようなフェーズではないのではないかというのは、私の意見であります。

目標達成まで数年しかない中で、太陽光発電設備の義務化を早期に実現すべきという意見について、「今後の取組の参考とする」とおっしゃっています。義務化について検討する予定はあると思うのですが、この義務化についての検討は既に開始しているのか、仮にしているのであれば、現在までの検討状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

【前橋脱炭素企画担当課長】

太陽光発電の設置義務化に関する検討でございますけれども、昨年度、庁内に関係所属による課長級の検討会議を設置いたしまして、昨年度1回、今年度2回開催しているところでございます。検討状況としましては、例えば、国の建築物に対する制度改正の状況や、東京都・川崎市の先行導入事例などの、具体的な情報を収集・研究し、共通認識を図っているところでございます。今後につきましては、例えば、義務化による太陽光発電の導入効果、実際に義務化した場合にどれだけ太陽光が入ってくるのかといったことや、また、事業者や県民の負担はどの位になるのかといったところを整理した上で、「義務化ありき」ということではなく、太陽光発電の普及に向けて何が一番正しい施策なのかというところを、今後、検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

【斉藤委員】

御答弁をいただきました。確かに、物事全てには、メリットそしてデメリットというものは存在します。私もそういう考えであります。行政との質疑の中では、「国の動向を注視して、検討してまいります」や「他の自治体の効果を見定めて検討してまいります」などの御答弁をいただくことが多いのですが、これは、一言で言っ

てしまうと、やるのかやらないのか分からないから、もやもやするのです。

そうした中、一番危惧しているのは、太陽光発電の設置の義務化に向けて東京都や川崎市が動き始めている中で、本県は取り残されてしまうのではないかとということです。

義務化は県民にとってメリットになるのか、あるいは、義務化にかかるべき予算を他の事業に導入した方が県民のプラスになるのかについては、私は、わかりません。その点については、私も行政と考えは一緒です。ただ、先ほど申し上げましたように、2030年度という大きな目標を掲げているタイムスケジュールの中において、ずっと研究をしても仕方がないと思います。例えば、いつまでに研究を終えて決断をし、適切に対応するのかとったことを既に示すべき段階かと思います。もし、明確な時期等が言えないのであれば、是非とも、決意を申し述べて、何が県民にとってプラスになるのかお答えいただきたいと思います。

【柏木脱炭素戦略本部室長】

ただいま、課長から答弁させていただきましたメリットとデメリット、あるいは、その義務化による効果ということは、しっかりと考えていかなければいけないと思っております。先行する東京都や川崎市は、条例を改正し準備は整っています。川崎市は、規則案のパブリックコメントも募集していますので、その実態なども見えてつあります。

例えば、大手ハウスメーカーに、延床面積2,000㎡未満の建物の太陽光パネル設置の義務化を課しているところでは、ZEHの普及もかなり進んでいます。既に、ハウスメーカーが取り組んでいるところに義務化を被せていくことで、どれくらいの純増部分があるかだと思います。

東京都では、太陽光の義務化について、かなり大規模な事業者に対する支援策を用意している実態がございます。斉藤委員から、いつまでにとという御意見をいただきましたけれども、本県としては、そういったところにどういったことができるのか、先ほど、申し上げたその効果とのバランスも含めてしっかりと見定めてまいりたいと思っております。

我々の目指しているところは、脱炭素社会の実現でございますので、その中で、例えば発電事業者などは、脱炭素化に取り組む目標を立てております。再生可能エネルギーをどのように活用していくのかは、こうした全体の中での議論も必要かと思っております。以上です。

【斉藤委員】

御答弁ありがとうございました。非常に分かりやすい御答弁であったと思います。確かに、東京都は予算規模も違いますし、それと単純比較できないことは分っています。一方で、県内自治体である川崎市の具体的な動きによって、県民にメリットが生まれるということであれば、川崎市以外の県内自治体の方々にも、その方向に進んで

いって欲しいと思います。

また、かかるべき予算を他のことに充てるほうが県民利益の向上に資するという判断となるならば、それを進めていくことに関しては、改めて精査をしたいと思います。ただ一方で、やはりゴールまでには時間がございません。しっかりとスピード感を持って検討を進め、県民にとって真に有益となる対応をお願いしたいと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。

【すとう委員】

実際的な話をお伺いしたいのですけれども、先ほど、Z E Hのお話もありましたように、住宅を含む家庭部門の排出量に関しては、国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方検討会」の中で、「新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が導入されていること」を、1つの方向性として示しているところだと思います。太陽光の導入に関する部分については、答申案（資料3-4（別紙2））の（再生可能エネルギー設備の導入目標について）に、「国が高みとして目指していることを勘案」したものであるということがございました。

このことについて、どのように国の動向を踏まえて整合性を取っていると理解し、改定案のどこでそれを読み込んでいくことができるのかをお伺いしたいと思います。

また、改定案（資料3-2 32頁）に、目標値が載っていますけれども、これは、全体部分の数字しか載っていません。スマートエネルギー計画の時は、内訳についても示されていたかと思います。これは、7年後までの計画なので十分予測可能だと思いますので、やはり、一体、何をどれだけ減らすのかということに関しては、ある程度しっかりと示していただきたいと思います。例えば、kW(キロワット)で表示をすると、県民にとっては、なかなか削減を目指すという実感は湧いてこないと思います。

例えば、新築住宅に関して、改定案（資料3-2、8頁）に、毎年の「新築戸建て着工戸数とZ E H件数」が出ていますので、それとの見合いで、県民にとって実感をもって取り組めるように、目標kW(キロワット)数と併せて、ある程度予測の範囲で目標とする件数を併記するなど、よりわかりやすい形での提示を、是非、御検討いただきたいと思います。

【前橋脱炭素企画担当課長】

最初に、目標に掲げております2030年度の太陽光発電の導入量200万kW(キロワット)以上というものは、国の「第6次エネルギー基本計画」の考え方を踏まえまして、2019年度の実績の約2倍の水準である200万kW(キロワット)以上とすることを目標としております。太陽光発電200万kW(キロワット)以上という目標については、例えば、10kW(キロワット)以上と10kW(キロワット)未満に、分けて目標を設定してはおりません。それぞれで対策を進めまして、現状の直近2か年で大体、1年間に5万kW(キロワット)程度の導入量ですので、それを毎年、倍にしていく形で進めたいと考えており

ます。その中で、太陽光の導入について、住宅用と非住宅用の別々の目標数値は、現在、定めておりませんので、全体の中で進めていきたいと考えてございます。

次に、件数の目標としましても、今、申し上げましたとおり、例えば、太陽光発電の設備を設置する住宅戸数の目標などは設定しておりません。

緩和策のK P I では、新築一戸建住宅に占めるZ E Hの割合につきまして、最新年度である2022年度に14.2%であったものを、2030年度に40%まで引き上げるという目標を掲げているところでございます。

【すとう委員】

理解するところですが、これは、要望とさせていただきますが、まずZ E Hと太陽光の関連性については、例えば、政府の省エネ・再エネ住宅に関する考え方と、県としてのZ E Hに関する考え方は、同じ住宅に関するものでありながら、その整合性が見えないというのが少し問題ではないかと思えます。これに関しては、県民の方々が理解できるような表記をされるように要望したいと思います。

もう1点は、改定案（資料3-2 52頁）のロードマップには、どれくらい減らしていくのかという件数を記載しておらず、排出量だけを図式的に表しています。こういった形では、県民全体で自分事化に取り組んでいくには、少し弱いのかなという気がします。件数の目標を設定し、それに対して県民一人ひとりがどのように取り組んでいくのが重要だと思います。この点は、是非とも御検討いただきたく、要望させていただきます。

【柏木脱炭素戦略本部室長】

御意見ありがとうございます。数値目標的なものにつきましては、改定案の中で、2030年度までに県内の排出量を（2013年度比で）50%削減していくというのが一番大きな目標です。それに対応する大規模排出事業者である県庁の目標は、2030年度までに2013年度比で排出量を70%削減するとし、プラス20ポイントの高い目標を掲げております。

今、委員がおっしゃられたそれらの達成に向けた数値的なものが見えないというお話につきましては、改定案（資料3-2 53頁）に、それを指標として測る上でのK P Iを設定させていただきました。つまり、アウトカムとしての50%、あるいは、70%削減、アウトプットとしてのK P I、こちらで評価をさせていただこうと思っております。いずれにいたしましても、毎年度の排出量、あるいは、こういった数値目標の達成度合いを勘案しながら、足らざるところは補い、意見を聞きながら、施策展開を考慮してまいりたいと考えてございます。以上です。

【すとう委員】

よろしく申し上げます。

【白井委員】

今の熱い議論というのは、多分、C O P 26の際に決まった「野心的な気候変動対策

を求める」という辺りのせめぎ合いなのかなと思っておりまして、ある程度野心的にならなければ進まないことはある一方で、行政側としては現実的なところからしか変えていくことはできないということだと思います。

私が気になっているのは、改定案について（資料3-1、1頁）の「ウ 寄せられた意見」の「b 今後の取組の参考とする意見」というところで、「個人の努力では限界があるため、県が具体策のある仕組みづくりを進めるべき」というものです。

これについては、既に取り組まれておられる部分もあり、例えば、県とIGES（地球環境戦略研究機関）とで作られた「かながわ脱炭素ビジョン2050」では改定案（資料3-2 18頁）に掲載されているイメージ図にあるとおり、かなり具体的なことが示されていると思っています。

太陽光パネルは良い施策ですけれども、全ての県民や事業者が対応できることではなく、住んでいる状況など、様々な状況に応じては、対応できないところもあります。自分が置かれている状況の中で、どういうことをやるのが一番効率的かというのを、かなり多角的に判断して、全面的に進めていくという姿勢が重要ではないかと思っております。何か1つをものすごく進めるというよりは、バランスよく進めていき、その置かれている状況の中で一番効果のあるところを進めていくということです。例えば、改定案（資料3-2 89頁）には、県の取組例のリストがあります。こういうところも含めて、どこが一番効率的に、今後、例えば、7年間で進められるかというところをきっちりと検討して、緩急をつけながら、且つ、バランスよく、進めていくということが重要ではないかなと思っております。

また、申し上げたかったのは、「b 今後の取組の参考とする意見」となった部分は、おそらく、具体策は示しているものの、仕組みになっていないということかと思っております。先ほどは、電力会社の電力の仕組みを脱炭素型に変えていくというお話がありました。一人ひとりが温室効果ガスを出さないようにするというほかにも、「普段どおりに電気を使っているのに、実際には温室効果ガスの排出量は減っていた」といった仕組みが進んでいくと、全体的に良いという御意見だったのではないかと推測します。そういった仕組みにしていくところを、今後、進めていただくと非常に良いと思っております。

【柏木脱炭素戦略本部室長】

御意見ありがとうございます。県が具体のある仕組みづくりを進めるべきという、ある意味、私どもに対しての御要望だと思っております。先ほど、改定案（資料3-2 89頁）の県の施策例を御紹介いただきましたけれども、改定案は、部門ごとに排出量の削減目標を分析した上で、定めております。一律、50%削減ということではなく、産業部門は何%、運輸部門は何%、といった形になっております。

先ほど、すとう委員から御質問いただきました際に申し上げましたように、毎年、各部門の排出量を推計する中で、削減の遅れている部門を炙り出した上で、必要な施

策を進めてまいります。7年後という決して長い期間ではない2030年度末までの削減目標は、県の施策のみで達成していくわけではございません。事業者団体や県民へのPRの仕方も含めて、PDCAサイクルを回しながら施策展開を見直していきたいと思っております。以上です。

【鎌形委員】

先ほどより、太陽光パネルの設置やその義務化などを巡って議論が続いてございます。いずれにしても、計画を策定し、進めていく中で、適宜、見直しを行うということでした。そこで、御要望として、一言だけ申し上げたい。2030年度には50%削減、2050年度にはネットゼロという流れの中で、施策自体は全体的に加速していかなければなりません。この原則だけは、しっかりと踏まえて、そういった観点からの検討、あるいは、必要に応じた見直しを行うという方向で進んでいただきたい。よろしくお願いいたします。

【柏木脱炭素戦略本部室長】

おっしゃるとおり、改定案に記載している計画は、「絵に描いた餅」とならないように、しっかりと、先ほどから申し上げているとおり、施策の実施効果、あるいは、その削減の実態、こういったものを把握して、必要な見直しをしてまいりたいと思っております。

【井坂委員】

2つ意見を述べさせていただきます。

一点目の意見です。改定案（資料3-2 14頁）「3 これまでの実績」に、「一部の指標で目標を達成している一方で、実績が目標を大きく下回っている指標もあります」と記載してあります。表1-11（15頁）を見ますと、8つの重点施策について、9つの管理指標のうち、達成しているのは2つのみです。要するに、ほとんど達成できていないというのが現状だと思います。文章の「一部の指標で目標を達成している一方で」の後には、「達成していない指標が多く」といった文言を入れないと現実にはそぐわないのではないかと思います。改定案（資料3-2 15-16頁）の「(2) かながわスマートエネルギー計画」の「表1-13 スマエネ計画の基本政策ごとの数値目標と実績」を見ても、目標を達成している指標は、2つのみです。こちらも同じような位置付けで考えると、今までの取組では、目標達成はできていないということだと思います。ですから、きちんと現状を把握した上で、2030年度に向けて、これからの7年間に取組をもっと強化しなければならないということ、答申案（資料3-4（別紙2））「2（中略）施策体系等の基本的な考え方について」や「3 計画の推進について」の辺りに、記載した方が良くと思いますので、是非、御検討願います。

もう一点は、改定案（資料3-2、23頁）「(ア) エネルギー転換部門」の（取組の方向性）に、「再生可能エネルギーの利用拡大や、水素・アンモニアを活用したゼロエミッション火力の推進などにより」と記載されている部分です。この「ゼロエミッ

ション火力」とは、アンモニア混焼のことと思いますので、これでは、石炭火力を残すことを推進することになりかねません。パブリックコメントの意見（資料3-1、2頁）には、「改定案に反映できない意見」として、「ゼロエミッション火力は推進すべきでない」とありますので、県は、率先して「ゼロエミッション火力」を記載する必要はないと思います。「再生可能エネルギーの利用拡大や、電力のCO₂排出原単位の改善に取り組むとともに」としても意味は通じるとと思いますので、削除した方が良いと思います。

2030年度に向けた中期目標の達成に向けたシナリオのなかで、「ゼロエミッション火力の推進」の記載があるということは、県としては、石炭火力を率先して推進することなのではないでしょうか。

【前橋脱炭素企画担当課長】

1点目の改定案の進捗状況につきましては、資料の記載を確認させていただいた上で対応いたします。

2点目につきましては、本県としましては、脱原発依存、原発に過度に依存しないということと、再生可能エネルギーを最大限導入拡大していくということは、基本方針としております。現状、エネルギーの安定供給という観点から、火力発電を廃止するという事は、現実的ではないと考えてございます。そうした火力発電を利用せざるを得ないという状況の中で、水素やアンモニアの混焼といったものを進めていくということは、重要なことだと考えておりますので、このように記載させていただいております。

【井坂委員】

ゼロエミッション火力は、COP28でもだいぶ問題になっており、改定案（資料3-2 3頁）にも記述があります。12月に動き始めた横須賀の石炭火力発電所2号機で行おうとしていることです。今はもう、2030年までとは言わずに化石燃料からの脱却を進めようとする動きもあります。私は、石炭火力発電を全部なくしましょうとは言っておらず、ここに記載しなくとも意味は通じるのではないかと考えているのです。わざわざ「ゼロエミッション火力の推進」と記載することは、「これからも石炭火力を残します」と宣言するようなものではないかと考えておりました。そこは、削除した方が良いという意見です。

【柏木脱炭素戦略本部室長】

前橋脱炭素企画担当課長から答弁させていただきましたとおり、再生可能エネルギーの拡大によって脱炭素社会の実現につながっていくのだと思います。一方で、やはり、経済や県民生活というところで、ベースロード電源としての一定の役割というものが必要だと考えております。井坂委員のおっしゃる趣旨については、火力発電については、石炭火力を中心として、多くの二酸化炭素を排出している現状をしっかりと注視しなさいという御意見と受けとめました。

ここに記載してあるアンモニア混焼、あるいは、水素混焼によってゼロエミ化を目指すということについては、私どもは、この方向性については堅持したいと考えてございます。

【鈴木会長】

この案件は、委員の方も県民の方も御関心がありますので、色々と御意見もありました。多少、意見のまとまった部分もありますけれども、まとまらない部分もありますので、事務局でもう一度よく、今日の御意見を踏まえて、どういう修正をすると、委員会の総論として十分なものになるのかをまず御検討いただきたいと思えます。

【青柳委員】

1点目は、アンモニアの件も含めて、技術革新はかなり進められていて、企業の方もかなり力を入れてらっしゃいますので、今ある技術有りきではなくて、県としては、企業の技術革新の後押しをしていくというニュアンスを含めて表現されたら良いのではないかと思います。具体的な技術を書き込みますと、そこに固執されてしまうことがありますので、技術革新を進めて、できるだけ国際的な公約に沿った方向に進めるというような書き振りにした方が良いのではないかと思います。

もう1点目は、答申案（資料3-4）（別紙2）（温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギー設備の導入目標について）で、「目標として妥当なもの」という記載をしている点です。これについては、国際動向が非常に早く進んでいて、それに伴って国もそれに合わせていくような報道がされておまして、現時点で妥当であると言い切ってしまうのは、時期が早いのではないのでしょうか。2030年までの7年間の間にもう1回変えなくてはいけない可能性も出てくるわけですので、「国の方針や国際動向を見極めつつ、それに合わせて変化させていく」といった記述を1行程度加えたら良いのではないかと思います。

改定案（資料3-2 18頁）「かながわ脱炭素ビジョン2050」で、研究機関のIGESにより「脱炭素型ライフスタイル」の促進について掲載していらっしゃる部分については、KPIに相当するような数字が全く入っていません。これは、県も苦慮されるのではないかと思います。ライフスタイルの変革によってどれくらい目標が達成できるのかという計算まで、されたいかがでしようかと御提案いたします。以上です。

【鈴木会長】

時間も限られておりますので、事務局からの回答は省略させていただいて、今の御意見も含めて、審議会での議論が十分反映された形の改定案と答申案は、どのような表現が一番良いのかというのを、まず事務局でよく御検討いただきたいと思っております。大変恐縮ですけれども、意見の反映については、私に御一任いただいで、その上で県には、後日、答申を提出させていただけないかと思えますが、いかがでしようか。

（異議なし）

よろしいですか。それでは、議論を尽くせなくて大変申し訳ありませんけれども、そのようにさせていただきます。

審議事項（４）神奈川県循環型社会づくり計画の改定案及び改定に係る答申案について

【鈴木会長】

それでは次の議題に進ませていただきます。審議事項（４）神奈川県循環型社会づくり計画の改定案及び改定に係る答申案についてです。先ほどの２つの事項と同じですが、所管課からまず改定案の概要について御説明をお願いします。

【長資源循環推進課長】

（資料４－１に基づいて説明）

【鈴木会長】

ありがとうございます。こちらについても審議会での議論を踏まえて、答申案を事務局でまとめていただきますので、その説明をお願いします。

【望月環境課副課長】

（資料４－４に基づいて説明）

【鈴木会長】

ありがとうございました。この改定案及び答申案について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。

（意見・質問なし）

よろしいですか。時間もないですので、もし御意見等ありましたら、また後ほど、事務局に御連絡頂ければと思います。事務局では、それを踏まえて、改定案や答申案を修正していただきたいと思います。修正した場合には、私に御一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

はい。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

審議事項（５）神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しについて

【鈴木会長】

それでは、次の議題に入らせていただきます。審議事項（５）神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しについて、所管課から御説明をお願いします。

【渡邊事業者脱炭素担当課長】

（資料５－１に基づいて説明）

【鈴木会長】

それでは、事業活動温暖化対策計画書制度の見直しについては、事業活動温暖化対策部会において、並行して審議をいただいておりますので、鎌形部会長から部会での

審議状況等について御報告をお願いします。

【鎌形事業活動温暖化対策部会長】

(資料5-2に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。ただいまの御説明について、質問等ございましたらお願いします。

(意見・質問なし)

よろしいですか。こちらは、3月の審議会で答申をお出しするということになっておりますので、それまでの間は、修正ができますので、御意見等がありましたら、事務局にお出ししていただきまして、反映したいと思いますので、その場合には、御連絡頂ければと思います。それでは、3月にまた、最終的な改定案と答申案を審議することにしたいと思います。

審議事項(6) 神奈川県災害廃棄物処理計画の改定案について

【鈴木会長】

それでは、次の審議事項(6) 神奈川県災害廃棄物処理計画の改定案についてです。それでは所管課から御説明をお願いします。

【長資源循環推進課長】

(資料6-1に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。ただいまの議案について、御意見・御質問等ありますでしょうか。

(意見・質問なし)

よろしいですか。それでは、引き続き、ただいまのスケジュールで改定作業を進めていただきたいと思います。

審議事項(7) 神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定案について

【鈴木会長】

次に、審議事項(7) 神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定案について、所管課から御説明をお願いします。

【長資源循環推進課長】

(資料7-1に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいまの改定案につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いします。

(意見・質問なし)

よろしいですか。それでは、引き続き作業を進めていただいて、先ほどのスケジュー

ールに沿って改定を進めていただきたいと思います。

審議事項（８）羽田空港新飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定案について

【鈴木会長】

それでは、最後の審議事項、（８）羽田空港新飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定案について、所管課から御説明をお願いします。

【田中環境課長】

（資料８に基づいて説明）

【鈴木会長】

ありがとうございました。ただいまの議案について、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

【井坂委員】

御説明いただきました指定案（資料８、３頁）の「指定範囲」に殿町小学校があります。環境基準としては、62dB(デシベル)以下という形で、類型でいうとⅠ（専ら住居の用に供される地域）ではなく、Ⅱの準工業地域としてしか判断しないということでしょうか。

【田中環境課長】

この類型指定につきましては、基本的に、国による処理基準に基づいて実施しておりまして、地域の類型をⅡにいたしました。ただし、４頁「１日当たりの推計値Lden」を御覧いただきますと、委員が御指摘の殿町小学校は、55dB(デシベル)を下回る低い値になっています。類型指定としては、Ⅱにしておりますけれども、３年間測定をした結果によりますと、かなりこの地域でも低い状況でございました。以上でございます。

【井坂委員】

小学校ですから、類型Ⅰにしても良いのではないかなと思いましたが、基準としてそうせざるを得ないのかもしれないのですけれども、そこは、何らかの考慮が必要なのではないかなと思って、意見として述べさせていただきます。

【鈴木会長】

その他、ございますか。よろしいですか。それでは、本日の議論を踏まえまして地域指定作業を引き続きお願いします。審議事項は以上で終了いたします。

報告事項（１） かながわ生物多様性計画の改定案の策定状況について

【鈴木会長】

次に、報告事項が２件ございます。

まず、第１の報告事項ですが、かながわ生物多様性計画の改定案の策定状況について、所管課から御説明をお願いします。

【羽太自然環境保全課長】

(資料9-1に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。今、お話がありましたように、自然環境保全審議会で御議論されているということで、その状況を報告していただいたのですが、何か特段の御質問等がございましたらお受けしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(質問なし)

それでは、報告は終了とさせていただきます。

報告事項(2) 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画案について

【鈴木会長】

それでは、報告事項(2) 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画案について、所管課から説明をお願いします。

【田中環境課長】

(資料10-1に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいまの御説明について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

(質問なし)

よろしいですか。前回、5月の素案から変更はないということですので、引き続き、作業の上、協議と公告まで進めていただければと思います。

それでは、以上で予定しておりました議事は終了しました。事務局から何かございますか。

【望月環境課副課長】

はい。限られた時間の中での審議となりまして大変恐縮でございます。時間の関係で、本日頂けなかった御意見につきましては、事務局あてに、12月28日までに電子メールでお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、次回の審議会でございますけど、3月19日を予定しております。詳細は改めて御連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

【鈴木会長】

ありがとうございます。それでは、これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。長い時間ありがとうございました。

【望月環境課副課長】

オンライン出席の皆様は、Zoomからの御退出をお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

(会議終了)